

研究ノート | Research Notes

コミュニティ・スクールの現状と課題
— 「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ —

Current Status and Issues of Community school
— from “school open to the community” to “school with the community” —

小山内 仁

OSANAI Masashi

北海道八雲町立野田生中学校 校長

Hokkaido Yakumo Town Nodaoi Junior High School

川島 眞

KAWASHIMA Makoto

尚美学園大学

音楽表現学科 教授

Shobi University

2019年10月

Oct.2019

コミュニティ・スクールの現状と課題 — 「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ —

Current Status and Issues of Community school
— from “school open to the community” to “school with the community” —

小山内 仁、川島 眞

OSANAI Masashi and KAWASHIMA Makoto

[抄 録]

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、特色ある学校づくりを目指すことを目的として2004年に制度化されたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、現在（2018年4月1日）全国の学校のうち14.7%が導入している。

この間、コミュニティ・スクール導入形態として「教育論の流れ」モデルと「政策論の流れ」モデルを中心として進められてきたが、コミュニティ・スクールを基盤とした「小・中一貫教育校」モデルも登場している。

本論は導入後のコミュニティ・スクールの展開と現状を概観したうえで、現在の課題について論じる。

また、「小・中一貫教育校」モデルの実践例として北海道八雲町における事例を紹介する。

[Abstract]

The community school (school management council system) was institutionalized in 2004 with the aim of creating a unique school by working together with schools and local residents.

Currently (April 1, 2018) 14.7% of schools across the country have introduced community schools.

During this time, the “school education flow” model and the “policy flow” model have been promoted as a form of community school introduction, and the “consistent elementary and junior high school education” model based on the community school has also appeared.

This paper outlines the development and current status of community schools after the introduction, and discusses current issues.

In addition, a case study in Yakumo-cho, Hokkaido is introduced as a practical example of the “consistent elementary and junior high school education” model.

はじめに

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させ、共に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある

学校づくり」を目指す制度のことである。法的には地方教育行政法第47条の6に基づいている。

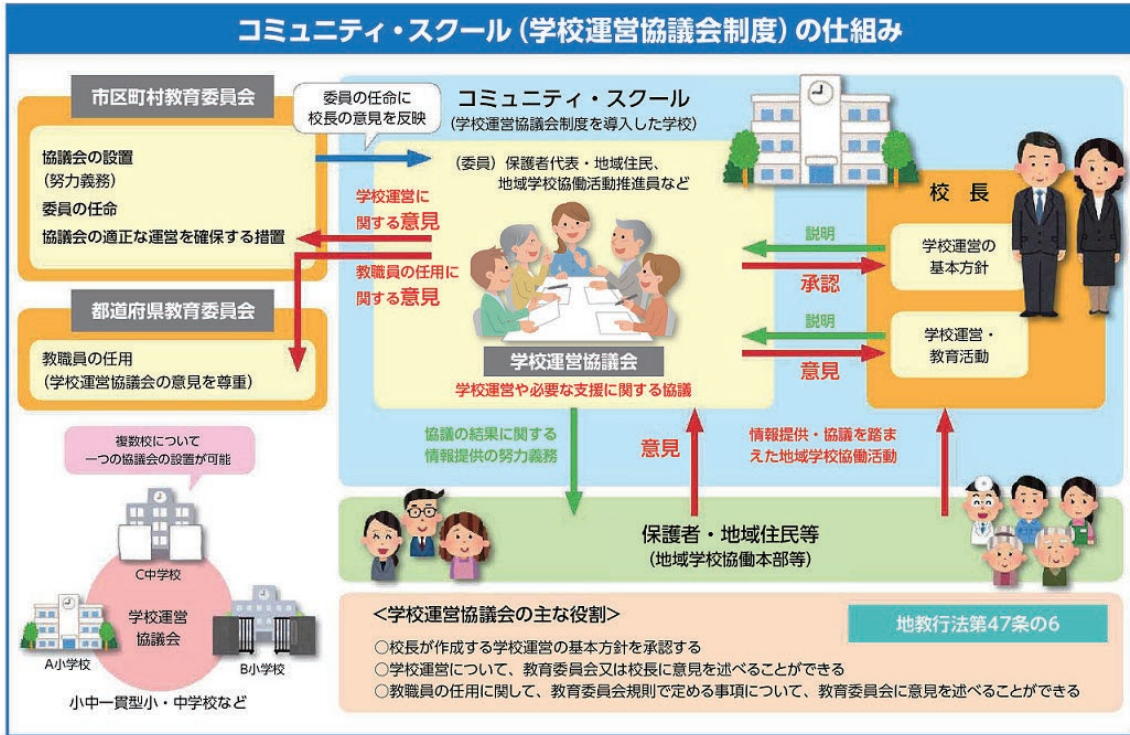


図1. コミュニティ・スクールの仕組み(文部科学省ホームページより転載)

コミュニティ・スクールは2004年の「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の一部改正により制度化され、同年11月には、東京都足立区立五反野小学校、京都市立御所南小学校、同高倉小学校、同京都御池中学校で指定が行われた。その後、東京都三鷹市、岡山市、福岡県春日市など積極的に取り組む自治体を中心に全国的に拡大、2018年4月1日現在、全国で幼稚園147園、小学校3,265校、中学校1,492校、義務教育学校39校、中等教育学校1校、高等学校382校、特別支援学校106校、合わせて46都道府県内5,432校がコミュニティ・スクールの指定を受けている。全国の学校のうち、14.7%がコミュニティ・スクールを導入している。

コミュニティ・スクールは、学社融合等の「教育論の流れ」モデル、教育改革の理念に基づく制度再編という「政策論の流れ」モデルという2つの特徴を持つとされるが、さらに三鷹市、京都市のように「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」モデルも登場している。「地域運営学校」という、固有の問題提起を踏まえるならば、コミュニティ・スクールに取り組む多くの市町村が、同時に「小・中一貫教育」あるいは「小・中連携教育」を指向している現状はきわめて重要である。

本論では、制度が導入されて15年を経過しての現状と課題及び小中一貫教育モデルとして実践例について報告するものである。

1. 教育改革とコミュニティ・スクール構想

近年、学校が地域に開かれた信頼される存在となるために、様々な制度改革が行われている。教育改革の基本的方向は、1987年、臨時教育審議会が行った「教育改革に関する第三次答申」に基づいている。「答申」は、「これからの学習は、学校教育の基盤の上に、各人の能力と自発的な意思により、必要に応じ、自らの責任において手段・方法を選択し、生涯を通じて行われるべきものである。こうした学習を通して、創造性や個性が生かせるようにするとともに、いつでもどこでも学べ、その成果が適切に評価され、社会で生かせるようなシステムにする必要がある。また、従来の学校教育に偏っていた状況を改め、『開かれた学校』への転換を促進し、家庭・学校・地域が相互に連携・融合するようなシステムをつくる必要がある」と述べ、高らかに「生涯学習体系への移行」をうたったのである。

これを踏まえ、1990年代、「教育の21世紀」に向けた教育改革の課題は「開かれた学校づくり」として提起された。1991年、中央教育審議会は、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」の中で、「これからは、学校教育が抱えている問題点を解決するためにも、社会のさまざまな教育・学習システムが相互に連携を強化して、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価するような生涯学習社会を築いていくことが望まれるのである」と、「生涯学習社会」像を提示することになった。その推進のシステムについては、1996年、生涯学習審議会が「地域における生涯学習機会の充実方策について（答申）」を発表、「学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方」を示し、1970年代からの「学校開放」、80年代からの「学社連携」に続く第3段階「学社融合」を提起したのである。

さらに、システムを担う主体形成に関しては、1998年の生涯学習審議会「答申」が「活力ある社会教育行政は、そこに暮らす住民の意思と責任において確保していくものであり、地域づくりへの住民の主体的な取り組みを促すためにも、その政策形成過程に住民の広範な参画を促進する必要がある」と述べた。

このように、1990年代が地域と社会教育からの「開かれた学校づくり」の提案の時期とすれば、1990年代後半の5年間は、学校と学校教育からの「教育の21世紀」の課題提起、すなわち「特色ある学校づくり」が進められた時期といえることができる。1996年、中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を答申（第一次答申）、「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようとも、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を变化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた」とうたった。

ここで提起された「生きる力」の育成を学校教育の中で具現化するものが、学習指導要領の改訂であった。1998年、教育課程審議会「答申」は新学習指導要領の改訂方針と

して、①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する、②自ら学び、自ら考える力を育成する、③ゆとりのある教育活動を展開するなかで、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実する、④各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることを重点項目として提示した。これを受け、1998年に告示された「現学習指導要領」は、「学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、児童（生徒）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなかで、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と、「特色ある学校づくり」の重要性を確認したのである。

地域からの「開かれた学校づくり」の提起、学校からの「特色ある学校づくり」の提起をつなぐ、第3のキーワードが「信頼される学校づくり」である。1998年、中央教育審議会が公表した「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」は、「改革の方向」として、「各学校の自主性・自律性の確立と自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの実現のためには、人事や予算、教育課程の編成に関する学校の裁量権限を拡大するなどの改革が必要である。また、学校の自主性・自律性を確立するためには、それに対応した学校の運営体制と責任の明確化が必要である」と指摘、さらに、「保護者や地域住民の信頼を確保していくためには、学校が保護者や地域社会に対してより一層開かれたものになることが必要であり、地域の実態に応じて『学校評議員制度』を導入するなど、学校運営に地域住民の参画を求めるなどの改革が必要である」とした。ここには、「特色ある学校づくりの実現」のためには、「より一層開かれたものになること」が必要であり、その前提として「保護者や地域住民の信頼の確保」があることが明確に提示されている。前述したように、「特色ある学校づくり」と「開かれた学校づくり」をつなぐ「信頼される学校づくり」の論理が明確に示されていることがわかる。その理念が「学校の自主性・自律性の確立」であり、地域住民による学校マネジメントへの参画システムの「第1段階」として、学校評議員制度が提案されたのである。学校マネジメントの視点は、その後学校評価の必要性とシステム化をもたらし、学校運営（経営）改善に関わる自己評価、外部評価等の導入の検討がスタートすることになった。

地域（住民）と学校とのパートナーシップの構築が不可欠とされる文脈のなかで、参画システムの「第2段階」として登場したのが、コミュニティ・スクールの理念である。2000年、教育改革国民会議報告は、「地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う」とうたい、「コミュニティ・スクール（地域学校協議会）」の制度化を提案した。そして、この提案は、折からの規制緩和の潮流に乗り現実化することになった。

これら一連の改革は、学校運営における地域住民の参画を制度化したという意味で、「わが国学校制度史初の改革」であるとも言われている。しかしながら、その一方で、「制度導入を先行させたため、活動が形骸化している『名ばかりコミュニティ・スクー

ル』の存在」が指摘されてきた。特に、教育委員会が所管学校のすべてを一斉にコミュニティ・スクールに指定したため、その制度が「学校や地域の実情に合わなかったケース」もあると報告されている。

こうした状況を背景として、文部科学省は2010年に「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」を発足させ、コミュニティ・スクールを含めた新たな学校づくりについての協議を開始した。そして、その成果が2011年に『子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進政策～』にまとめられ、「地域とともにある学校づくり」という新たなキーワードが提示された。さらに、新しい学習指導要領では、学校と地域の連携・協働の在り方では、地域と学校が育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてお互いにパートナーとして連携・協働し、未来を担う子供たちの成長を支える取組としている。学校運営協議会と地域学校協働本部^{※注1}の双方が両輪として機能することで、目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど、相乗効果が期待できるとなっている。

2. コミュニティ・スクールの展開

文部科学省は2001年を「教育新生元年」と位置づけ、「21世紀教育新生プラン（レインボー・プラン）」を発表、「新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール等）」設置の可能性や課題について検討を行うために、翌02年度から04年度までの3か年の「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」をスタートさせた。研究モデル指定校（7件9校）には、千葉県習志野市立秋津小学校、東京都足立区立五反野小学校、和歌山県新宮市立光洋中学校、京都市立京都御池中学校、岡山市立岡輝中学校など、当時大きな注目を集めていた学校がリストアップされた。この研究事業を踏まえて、2004年3月、中央教育審議会は「今後の学校の管理運営の在り方について」を答申、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」制度の導入について次のとおり言及した。

「公立学校の管理運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者や地域住民においては、学校教育の成果について自分たち一人ひとりも責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域の連携・協力により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される。」

2004年3月には、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定、同年9月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が施行され、「学校運営協議会」の設置が法制化された。地方教育行政法（地教行法）第47条の5は、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（「指定学校」）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。」と述べ、その主な役割について同法第47条の6で次のとおり規定している。^{※注2}

①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること

指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

②学校運営について、教育委員会又は校長に意見具申

学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができる。

③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見具申

学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。

この改正地教行法施行2か月後の2004年11月9日、足立区立五反野小学校が初めてコミュニティ・スクールの指定を受け、11月26日には、京都市立御所南小学校、同高倉小学校、同京都御池中学校が続いた。

文部科学省は、2006年以降、コミュニティ・スクールの啓発・普及をはかるため、各地で「コミュニティ・スクール推進フォーラム」を開催している。2008年度の推進フォーラムでは、文部科学省が同年3月にまとめた『コミュニティ・スクール事例集』が配付されたが、その中に掲載された三鷹市教育委員会のレポートはきわめて重要な指摘を行っている。三鷹市は、教育改革に関する意欲的な取り組みで知られる自治体であるが、同レポートは、「コミュニティ・スクールの2つの流れ」と題して、次のとおりコミュニティ・スクールの基本的な方向性を的確に整理している。（『同事例集』15-16頁）

「日本でコミュニティ・スクールという場合、学社融合等の教育論の流れを汲み、教育（支援）ボランティアなどによる学校教育活動への参画をシステムとして行っている学校という意味でのコミュニティ・スクールと、政策論の流れを汲み、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に位置づけられた学校運営協議会を設置し、保護者、地域住民等が学校運営への参画を行う学校という意味でのコミュニティ・スクールという2つの流れがあるようだ。」「三鷹市では、平成18年度に始まり、平成21年度までに、すべての公立小・中学校に学校運営協議会を設置し、中学校区を単位に、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を開設する。三鷹市としては、このコミュニティ・スクールの、教育論と政策論の2つの流れを合わせもつコミュニティ・スクールとして展開していく。」

三鷹市の提案は、学社融合等の「教育論の流れ」モデル、教育改革の理念に基づく制度再編という「政策論の流れ」モデルに対し、いわば「第三の道」として「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」モデルを重要な柱に位置づけたところに大きな意義もっている。すなわち、コミュニティ・スクールの目的を「ボランティアなどによる学校教育活動への参画」（教育論）、「学校運営への参画」（政策論）という地域住民による「学校参画システム」の構築ととらえ、さらにそれを契機に住民要望を実現するために、「小・中一貫教育校の開設」という学校教育制度に踏み込んだところに三鷹市の提案の重要性がある。今、コミュニティ・スクールに取り組む多くの市町村が、同時に「小・中一貫教育」あるいは「小・中連携教育」を指向している現状は、まさに三鷹市の総括に沿ったかたちでの動向といえよう。

2004年10月から、三鷹市教育長としてコミュニティ・スクール改革を主導した貝ノ瀬氏は、その著『小・中一貫コミュニティ・スクールのつくりかた』の中（15頁）で、次のようにその必要性を訴えている。「これからは、『学校統治（スクールガバメント）』の時代から『学校協治（スクールガバナンス）』の時代になると考えています。・・・たまたま『小・中一貫教育とコミュニティ・スクールとを、どうして並行して取り組む必要があるのか』と問われることがあります。私は、目指す子ども像を『人間力』と『社会力』を身に付けた子どもとするならば、両方の要素が不可欠だからであると考えています。さらにいえば、中学入学後に授業についていけなくなる『中一ギャップ』を解消するため、あるいは9年間の一貫したカリキュラムによって学力を高めようとするためだけの小・中一貫教育ではなく、『地域ぐるみで子どもたちを支えられる地域づくり』も含めた教育を行いたいと考えているからです。子どもたちにとっても、小学生と中学生が関係性を結ぶことは、精神面で大きな成長を生みます。また、地域に住むお年寄りや赤ちゃん、その他さまざまな職業に従事する人々の多様な価値観に触れることで、心を耕し、助け合う心や郷土愛も育んでほしいのです。広く豊かな人材で、骨太の教育システムを創りたい。それが地域力をアップし、一人ひとりの生きがいや、郷土愛を育むことにつながるのであれば、とても素晴らしいことだと思うのです。その成果は『にしみたか学園』での実践を通して得られた検証委員会の報告によっても証明されています。」

また、この文部科学省による「コミュニティ・スクール推進フォーラム」は、2013年度より名称変更され、2018年8月に和歌山県で開催された「地域とともにある学校づくり推進フォーラム（和歌山会場）」では、小学校・中学校の取組として、奈良県奈良市田原小学校、和歌山県かつらぎ町立渋田小学校、高等学校・特別支援学校の取組として、山口県立周防大島高等学校、和歌山県立橋本高等学校、和歌山県立紀北支援学校の事例報告とともにシンポジウムが開催された。

3. コミュニティ・スクール連絡協議会における小・中一貫教育の実践

次に、現在のコミュニティ・スクールの具体的な取り組みをみるために、「小・中一貫教育」指向モデルとして、筆者勤務校の事例を紹介する。

(1) 八雲町の位置

八雲町は北海道渡島半島の北部にあり、道南の拠点都市函館市と全道有数の重工業都市室蘭市の中間に位置する。東は内浦湾（噴火湾）、西は日本海に面し、北は長万部町、今金町、せたな町、南は森町、厚沢部町、乙部町と接しており、面積は約956平方kmで渡島支庁管内最大の面積をもつ。渡島山系をはさんで、東は遊楽部川、野田追川、落部川が流れ、西は相沼内川、見市川が流れており、農業・漁業ともに恵まれた立地となっている。※八雲町ホームページより転載

(2) 町名の由来

町名は明治14年に徳川御三家の一つ、尾張徳川家（旧尾張藩）の17代当主徳川慶勝侯が、豊かで平和な理想郷建設を願い、古事記所載の日本最古の和歌である須佐之男命（スサノオノミコト）が読んだ「八雲立つ 出雲八重垣妻籠みに 八重垣作る その八重垣を」を引いて名付けた。

平成17年10月1日、渡島山系をはさんで隣り合っていた、渡島管内八雲町と檜山管内熊石町が新設合併を行い、新「八雲町」が誕生した。この合併により日本で唯一太平洋（内浦湾）と日本海に面する町になったことにちなみ、新たに「二海郡」という郡名が付けられた。※八雲町ホームページより転載

(3) 小・中一貫型コミュニティ・スクール導入

令和元年度に入り、野田生中学校区としてはコミュニティ・スクールを導入して2年目を迎える。コミュニティ・スクール委員会の組織構成に若干の修正を加え、今年度は専門部会を中心に、来年度の新学習指導要領の小学校全面実施、そして再来年度の中学校全面実施に備えて、野田生中学校区としてのコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、効果的な学校・地域の連携や地域の活性化につなげていき、学校と地域が協働しながら「ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」を進めることとしている。

地域と学校で育てたい子ども像を共有し、「無理なくできることから始める」取組を着実に前進させていきたいと考えている。

その中で、今年度は以下の取組を行った。

①野田生塾の開設

長期休業中に、学習ボランティア（地域、高校生、中学生）を募り、野田生中学校を会場に「野田生塾（学習会）」を開設できるように地域の理解を図る。

現時点では、野田生地区において学習ボランティア等の人材発掘は難しい状況にあり、町のスクールバスの運行を確保し、野田生中学生や八雲高校生を学習ボランティアとして募集して開催している。

今年度は、7月30日（火）に実施し、学習ボランティアは公募により中学生3名、高校生4名が応募。受講生は校区内の3つの小学校から30名ほどが参加した。

②中学校教諭の小学校への派遣

3小学校の高学年に対して、中学校教諭（国語・数学・英語等）に出前授業を行えるような体制を整えた。学習支援部会で話し合った結果、今年度は算数の授業に特化して行うこととなった。各小学校の方で、いつ、どの単元で活用できるかを計画していただき、それを受けて中学校から派遣することになった。出前授業ではなく、複式のサポートに入ることで9月実施に向けて現在調整中である。

③各専門部会の開催

各小学校の教頭を部長とした学校支援部（学習支援部会、地域連携部会、広報部会）を機能させる。

(4) コミュニティ・スクール連絡協議会における小・中一貫教育の実践

八雲町では、平成29年度に北海道学力向上推進事業「小中一貫教育支援事業」の指定を受けて、落部地区にある落部中学校・落部小学校において「小中一貫型コミュニティ・スクール」の取組を先行実施し、平成30年度より町内の4中学校区すべてにおいて学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールの取組が本格的にスタートを切った。

初年度は、先行実施していた落部中学校区の取組等を参考に、各中学校区において学校、保護者、地域が一体となって「目指す15歳像の子どもの姿」を共有し、試行錯誤し

ながらそれぞれの中学校区において取組が展開された。

1年を終えて、取組を振り返る中で、各中学校区からは「他の中学校区の実態を知りたい」、「より町民に理解を促すにはどうしたらよいただろうか」等の意見があり、それぞれのコミュニティ・スクール運営の一層の充実・深化を図る上で、取組の交流や情報の共有等を図ることの必要性が確認された。

そのような経緯から、元号が新たになった令和元年度より、「八雲町コミュニティ・スクール連絡協議会」を新たに設置し、各中学校区の実態を調査することとなった。

小中一貫型とコミュニティ・スクールとの一体的な推進の意義は極めて大きいと考えるが、それぞれの地域固有の課題があることが改めて明らかになった。それぞれの課題に応じた小・中一貫教育の形が求められているのであって、取組にもそれぞれの独自性があり、結果として特色ある学校づくりが進められている。

4. 問題点と課題

小・中一貫教育は、いわゆる中1ギャップの解消をめざし、小6と中1をつなぐ部分に重点が置かれがちである。しかし、小・中一貫教育の本旨は、義務教育修了時点の子どもたちが、9年間でこれまで以上に資質・能力を伸ばし、自己実現の可能性を広げることである。そのための手段として、子どもたちの成長のストーリーを明確にして、小・中9年間での一貫性のあるカリキュラムを編成し、とぎれることのない連続性のある指導を行うことが求められている。

しかし、その実施には、長年積み上げてきた小学校文化と中学校文化の違いや地域固有の課題など多くの困難が伴う。こうした課題を克服する工夫を整理していく必要がある。

また、町で設置された八雲町学校運営協議会連絡会議においては、人材バンク的な登録に向けた取組（地域支援地域本部が機能していない）等、今後の進め方に注目し、「地域とともにある学校」づくりのための野田生中学校区としてボランティア人材を確保していくことが必要不可欠であると考え。なぜなら、「地域とともにある学校づくり」は「学校づくり」のみならず、「地域の学習ネットワークづくり」も同時に行いつつ、最終的には生涯学習社会の実現を目指すものだからである。

注

※注1 従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

※注2 平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、学校運営協議会設置の努力義務化やその役割の充実などが明示された（平成29年4月1日施行）。

引用・参考文献

貝ノ瀬滋 『小・中一貫コミュニティ・スクールのつくりかた』、ポプラ社、2010年
学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 『子どもの豊かな学びを創造し、

地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進政策～、2011年（平成23年7月5日）

金子郁容・渋谷恭子・鈴木寛 『コミュニティ・スクール構想』、岩波書店、2000年

教育改革国民会議 教育改革国民会議報告-教育を変える17の提案-、2000年（平成12年12月22日）

教育課程審議会 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）、1998年（平成10年7月29日）

佐藤晴雄編著 『コミュニティ・スクールの研究』、風間書房、2010年

生涯学習審議会 地域における生涯学習機会の充実方策について（答申）、1996年（平成8年4月24日）

生涯学習審議会 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）、1998年（平成10年9月17日）

中央教育審議会 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）、1991年（平成3年4月19日）

中央教育審議会 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）、1996年（平成8年7月19日）

中央教育審議会 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）、1997年（平成9年6月1日）

中央教育審議会 今後の地方教育行政の在り方について（答申）、1998年（平成10年9月1日）

中央教育審議会 今後の学校の管理運営の在り方について（答申）、2004年（平成16年3月4日）

文部科学省 21世紀教育新生プラン〈7つの重点戦略〉、2001年（平成13年1月25日）

文部科学省 『コミュニティ・スクール事例集』、2008年（平成20年3月）

臨時教育審議会 教育改革に関する第三次答申、1987年（昭和62年4月1日）